

平成23年度 第2回関東森林管理局発注者綱紀保持委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年3月13日（火）（関東森林管理局2階第1小会議室）
委 員 員	委 員 長：関東森林管理局長 幹 事：総務部長、総務課長、経理課長 委 員：専門官（契約適正化）、監査官（経常）、経理課課長補佐、外部委員：栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授）
審 議 概 要	○平成23年度における発注者綱紀保持対策の実施状況について - 第三者からの不当な働きかけについて 事案発生の報告なし。 - 発注者綱紀保持委員会の開催等について 平成23年6月29日、平成23年度第1回小委員会を開催し、平成23年度の巡回点検及び抜打ち監査の実施箇所、委員会の内容の検討及び平成22年度事業者アンケート調査結果に係る対応策等の検討の仕方について審議。 平成23年8月8日、平成23年度第1回委員会を開催し、平成23年度発注者綱紀保持対策の実施状況を審議。 - 発注者綱紀保持対策の競争参加資格者等への周知について - 発注者綱紀保持対策について、局・署等ホームページに掲載。 - 局・署等の玄関や事務室入口に、「事業者の皆さんへ」の執務室への出入りや職員の対応方法についてのお知らせを掲示。 - 研修・講習会等の実施について（第1回委員会にて報告済） - 局・署等の管理監督者及び発注事務担当職員を対象として、発注者綱紀保持研修を平成23年5月17日～19日に実施し、これまでに、対象となる概ねの職員に対し実施し終了している。 - 平成22年度発注者綱紀保持研修のアンケートを実施し、受講者31名中、28名（回収率90⁶/₇）から回答。 - 巡回点検及び抜打ち監査の実施結果について 平成23年7月から8月にかけて4署等を対象に、発注見通しの公表や入札公告等の発注事務の処理状況及び入札の執行状況について巡回点検を実施（第1回委員会で報告済）。 また、平成24年2月から3月にかけて、10署を対象に、発注事務処理の状況や入札執行状況について点検及び監査を実施した結果、概ね良好であった。 - その他（第1回委員会にて報告済） 農林水産省発注者綱紀保持研修へ参加（総務課長） ○平成24年度関東森林管理局発注者綱紀保持対策の実施（案）について - 第三者からの不当な働きかけについて 事案発生があった場合は、発注者保持マニュアルに基づき、速やかに報告する。 - 発注者綱紀保持委員会の開催等について - 発注者綱紀保持対策について、局・署等ホームページに掲載する。 - 入札公告に「発注者綱紀保持対策の実施」をお知らせする文章を記載する。 - 局・署等の玄関や事務室入口に、「事業者の皆さんへ」の執務室への出

審 議 概 要	入りや職員の対応方法についてのお知らせを掲示する。 (4) 局・署等の受付窓口等において、発注者綱紀保持対策のチラシを配布する。 (5) 局・署等で開催する事業者参加の会議等において、発注者綱紀保持対策について説明し周知する。 3 研修・講習会等の実施について (1) 局・署等の管理監督者及び発注事務担当職員を対象として、発注者綱紀保持研修を事業が発注する前の5月末頃までに実施する。 (2) 署長等会議など、局において開催する会議及び各署等における出署日等に併せ、発注者綱紀保持に係る講習会や説明会を実施する。 (3) 発注者綱紀保持対策に係る巡回点検に併せ、署等の管理者を対象に講習会を実施する。 4 巡回点検及び抜き打ち監査の実施について (1) 小委員会の委員により、24ある署等を対象として、発注者綱紀保持対策の実施状況について巡回点検を実施する。 (平成19年度に全ての署等を巡回点検を実施して以降、平成20年度からは、全体の1/4の署等について建制順に実施し、平成23年度で各署等の点検が一巡したところである。 このことから、点検を実施する署等については、平成24年度からは、建制順によらず、各ブロックを単位とし、平成24年度を始期とする向こう4年間の計画を策定し巡回点検を実施。) (2) また、巡回点検の対象外とした署等の中から、巡回点検と同様に平成24年度を始期とする向こう4年間の計画を策定し抜き打ち監査を実施する。 5 発注事務の各段階におけるチェックの徹底 発注者綱紀保持マニュアルに基づき作成した「発注事務担当職員のチェックリスト」を利用し、発注事務の各段階におけるチェックの徹底を図る。 (平成23年8月8日に開催した当委員会において、内容の検討を審議され、関係各課において再検討を行ったチェックリスト(平成23年9月26日付け各署等へ発出)を使用。) 6 その他 研修・講習・巡回点検及び抜き打ち監査等の発注者綱紀保持対策に係る個別具体策等については、小委員会において検討する。
主な意見、提案	○ 研修においては、部外者への対応に関する事項も実施する必要がある。 ○ 点検等について、経理担当、総務担当とセットで実施する必要がある。